

○日本育英会業績評価規程

平成7年4月24日

達第915号

(目的)

第1条 この規程は、日本育英会（以下「会」という。）の業務についてその業績の評価（以下「業績評価」という。）を行うことにより、業務運営の活性化及び効率化に資することを目的とする。

(対象業務及び評価の方法)

第2条 前条の業績評価は、学資金貸与業務及び学資金回収業務について、別記業績評価基準に基づいて行うものとする。

(実施方法)

第3条 業績評価は、毎事業年度終了後その業務実績について、企画課において原案を作成し、業績評価委員会（以下「委員会」という。）の議を経て常任理事会に提出するものとする。

2 常任理事会においては、前項の原案に基づき最終的な業績評価を行うものとする。

(結果の活用)

第4条 業績評価の結果は、後年度の会の業務運営の活性化及び効率化に活用するものとする。

(委員会の構成等)

第5条 委員会は、企画課担当理事、各部の部長、奨学部総務課長、返還部計画課長、企画課長及び考査役で構成する。

2 委員会は、企画課担当理事が主宰する。

3 委員会の庶務は、企画課が担当する。

(雑則)

第6条 この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月24日から施行する。

(別記) 日本育英会業績評価基準

評価項目	評価値		摘要
	奨学金貸与業務	奨学金回収業務	
1 達成度（計画達成率）	貸与金額／貸与計画額	回収金額／回収予定額	*貸与金額 回収金額は「決算書（業務報告書）」の金額とする。 *貸与計画額 回収予定額は「事業計画」の金額とする。
2 効率性（職員1人当たり実績）	貸与人員／職員数 貸与金額／職員	回収件数／職員数 回収金額／職員	*貸与人員、回収件数及び職員数は「（業務報告書）」の人員、件数とする。

	数	数	
3 健全性 ア 事務経費率	事務費／債権総額		<p>*事務費は「決算書」の「一般勘定収入支出決算書」の「支出決定済額」の合計から「第一種学資金」及び「積立金へ繰入」を差引いた金額とする。</p> <p>*債権総額は「決算書」の「一般勘定貸借対照表」及び「特別勘定貸借対照表」の第一種学資金及び第二種学資金の合計額とする。</p>
イ 引当金計上率		貸倒引当金／債権額	<p>*貸倒引当金は「決算書」の「一般勘定貸借対照表」及び「特別勘定貸借対照表」の計上額とする。</p> <p>*債権額は「決算書」の「一般勘定貸借対照表」及び「特別勘定貸借対照表」の第一種学資金又は第二種学資金の額とする。</p>
ウ 延滞債権発生率		延滞額／債権額	*延滞額は、年度末における返還金回収状況から算出する。
4 総合評価			*日本育英会法（昭和59年8月7日法律第64号）第1条の目的に照らし、総合的かつ効率的な業務の遂行という観点で評価する。

備考 上記評価は3ーアを除きすべて第一種学資金，第二種学資金及びその合計について算出する。